



第4章 施策の展開

1 地域福祉活動に関する人・基盤づくり

(1) 人材の発掘と育成

地域住民が主体となり、地域で活発な地域福祉活動が行われるよう、若い世代からシニア世代まで幅広い世代を対象に、地域福祉の担い手の発掘と育成に努めます。また、必要としている人が適切な福祉サービスを受けられるように、専門分野の人材の資質向上に努めます。

| 取り組み | 内容 | 担い手 |
|----------------------|---|---|
| 地域福祉を担う 人材の発掘・育成 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域住民が主体的に地域を支えていける社会をめざした担い手の発掘と育成に取り組みます。 ■若い世代と団塊世代へ研修会などを通じて、地域活動への参加を働きかけていきます。 | 福祉部各課、こども部各課、ウェルネス推進課、社会教育・スポーツ振興課、青少年育成課 地域団体、ボランティア、NPO、市民団体、大学・学校、事業者、社会福祉協議会 |
| 地域のニーズに基づいた 人材の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域住民や当事者からのヒアリングを進め、「ホスピスボランティア研修」や「認知症サポーター養成講座」のように、地域が必要としている人材を育成するための研修会や学習会を実施します。 | 福祉部各課、こども部各課、社会教育・スポーツ振興課 医師会、大学・学校、社会福祉協議会 |
| 地域福祉を担う リーダーの養成 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉活動や地域コミュニティの核となる身近な地域で福祉を担うリーダーを養成するための研修会を実施し、リーダーの醸成を図ります。 | 福祉部各課、こども部各課、社会教育・スポーツ振興課、青少年育成課 大学・学校、社会福祉協議会 |
| シニアパワーの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ■「子育て大学」など、シニアボランティアの発掘・育成を目的とする講座を開催し、育成したボランティアの活動を支援します。 | 福祉部各課、こども部各課、社会教育・スポーツ振興課 地域団体、NPO、大学・学校 |
| 専門職の資質向上 の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ■福祉関係機関・団体・行政・福祉施設等の社会福祉従事者や相談員、医療従事者、関係者を対象とした専門研修を行ったり、事例発表の場を設定する取り組みを行い、専門職のスキルアップを図ります。 | 福祉部各課、こども部各課 事業者、医師会、社会福祉協議会 |

(2) 拠点づくりの推進

地域コミュニティをより活性化し、継続させていくため、地域住民が集う場や、福祉活動団体が学びあい発表する場、また、地域住民と福祉活動団体が交流する場の創出に取り組み、地域福祉活動の拠点づくりを推進します。

| 取り組み | 内容 | 担い手 |
|---------------|--|---|
| 地域における活動拠点の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域住民が自主的かつ継続的に活動できるような活動拠点の確保を支援します。 ■空き家・空き店舗や空き地など、地域にある社会資源の有効活用に努めます。 | 高齢者・地域福祉課、障がい者支援課、こども政策課、市民生活あんしん課、商工労政課、建築指導課、都市計画課、社会教育・スポーツ振興課…………… 大学・学校、社会福祉協議会 |
| 総合福祉会館の機能強化 | <ul style="list-style-type: none"> ■総合福祉会館の大規模改修を行います。 ■大規模改修とあわせて、各種福祉団体の活動拠点や地域福祉の中核的施設としての機能強化を図ります。 | 高齢者・地域福祉課 |
| 地域子育て支援拠点の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ■子育て中の親子が気軽に交流し活動できる場として、「子育てプラザ」の利用促進に向けた機能の充実に努めます。 ■子育てに関する相談や講座、情報提供の充実に努めます。 | こども部各課…………… ボランティア、NPO、市民団体、社会福祉協議会 |
| 民間事業者の参入促進 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域の実情やニーズに適合した福祉事業に、民間事業者やNPOなどの参加を促し、幅広い事業者が参入できる環境づくりに努めます。 | 福祉部各課、こども部各課 |

(3) 活動の支援

地域で活動している様々な福祉活動団体が、より積極的に活動を展開できるよう、関係機関と連携してその活動を支援します。また、地域住民が各団体の活動に関心を持ち、理解・協力する人が増えるよう、活動内容の情報発信に努めます。

| 取り組み | 内容 | 担い手 |
|------------------|---|----------------------------------|
| 地域で活動する団体への支援の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域のつながりを強化するため、地域住民がより参加しやすい事業の実施を呼びかけたり、交流会等を通じて団体間の情報交換を促すなど、地域で活動する団体への支援を図ります。 | 福祉部各課、こども部各課、社会教育・スポーツ振興課、青少年育成課 |

| | | |
|---------------------------|---|---|
| <p>団体活動を支援するための講座等の実施</p> | <p>■地域福祉活動団体が、実践していくうえで必要な技術を習得できるよう、講座や研修会を開催し、団体活動への支援を図ります。</p> <p>■社会福祉協議会と連携しつつ、市民が主体となって取り組める組織づくりを支援します。</p> | <p>福祉部各課、こども部各課、社会教育・スポーツ振興課、青少年育成課 大学・学校、社会福祉協議会</p> |
| <p>団体活動情報の発信</p> | <p>■地域活動の取組事例や活動の実態について、動画配信をしたり、ソーシャルネットワーキングサービス³等を活用することにより、地域福祉活動の魅力の発信や、団体間の情報の共有化を図ります。</p> | <p>福祉部各課、こども部各課、ウェルネス推進課、社会教育・スポーツ振興課、青少年育成課 社会福祉協議会</p> |

(4) 参加意識の醸成

様々な世代の地域住民が地域福祉活動に参加することで、地域における顔の見える関係の中で、支えあい、助けあうことができるよう、参加しやすい環境づくりを進めるとともに、地域福祉活動への関心が高まるよう取り組みます。

| 取り組み | 内容 | 担い手 |
|-------------------------|---|--|
| <p>地域活動への参加のきっかけづくり</p> | <p>■主に若い世代や団塊世代など、地域コミュニティとのつながりが薄い人たちに対して、気軽に地域活動に参加できるような場づくり、仕掛けを検討し、広報紙や市ホームページ等で参加者を募集していきます。</p> | <p>福祉部各課、こども部各課、ウェルネス推進課、社会教育・スポーツ振興課、青少年育成課 地域団体、ボランティア、NPO、市民団体、事業者、大学・学校、社会福祉協議会</p> |
| <p>高齢者の生きがい支援</p> | <p>■地域福祉活動の担い手となる高齢者の参加を促すとともに、町内会、老人クラブの活動の活性化を支援し、地域での平常時の支えあいを促進します。</p> <p>■高齢者の生きがいづくりにつながるような外出支援の充実を含め、高齢者が積極的に社会参加できるよう支援します。</p> | <p>高齢者・地域福祉課、健康課 地域団体、ボランティア、NPO、市民団体、社会福祉協議会</p> |
| <p>福祉意識の醸成と福祉教育の促進</p> | <p>■子どもの頃から地域との関わりを持つ機会をつくり、地域への愛着や活動する意識を醸成します。</p> <p>■「中学校区連携ユニット 12⁴」を活用し、学校園と地域が連携した福祉教育の充実を推進します。</p> | <p>福祉部各課、こども部各課、社会教育・スポーツ振興課、学校教育課、青少年育成課 地域団体、ボランティア、NPO、市民団体、大学・学校、社会福祉協議会</p> |

³ ソーシャルネットワーキングサービス：登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

⁴ 中学校区連携ユニット 12：中学校区を一つの単位（ユニット）として、その地域の認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校が相互に連携し、家庭・地域とも連携を図りながら、子どもの連続した成長を支援していくための取り組み。市内の 12 中学校区で展開。

2 必要なサービスを受けられる仕組みづくり

(1) 情報提供体制の充実

福祉サービスに関する情報が、必要とする人にとって入手しやすいよう、適切で効果的な情報伝達手段を検討します。また、行政だけではなく地域の団体等と連携し、潜在的に福祉サービスを必要としている人にも情報が届くよう、身近な地域情報の提供を推進します。

| 取り組み | 内容 | 担い手 |
|----------------------|---|--|
| 必要とする人に行き渡る情報提供体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ■高齢者や障がい者に適応した提供方法や、子育て世代や定年を迎える世代など情報の受け手のステージに配慮した情報媒体により、適切で効果的な情報提供手段の構築に努めます。 ■従来の伝達手段だけではなく、ソーシャルネットワーキングサービスを活用したり、関係部署によるワーキング等の実施を進めます。 | 福祉部各課、こども部各課 |
| 身近な地域情報の提供の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域の福祉関連情報と医療機関情報とが連動した総合的な地域の社会資源⁵情報を発信するため、ICT⁶技術を活用するなど、関係部署と連携した地域情報の提供を促進していきます。 | 福祉部各課、こども部各課 医師会、事業者、社会福祉協議会 |
| サービスの評価や内容の開示等の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ■福祉サービスの質の向上とサービス利用者の選択に資する情報の提供を目的に、福祉サービス提供者による自己評価、利用者による評価とともに第三者機関によるサービス評価事業への取り組みを働きかけていきます。 | 福祉部各課、こども部各課 事業者 |

(2) 相談窓口の充実

民生委員・児童委員、地域包括支援センターなど、地域における身近な相談窓口について、活動の支援と機能の充実に努めます。あわせて、多様化、複雑化する生活・福祉課題に対応するため、総合相談窓口の設置を進めるとともに、各機関が連携した相談体制の充実を図ります。

⁵ 社会資源：利用者がニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の制度、施設、機関、設備、資金、物資、法律、情報、集団、個人の有する知識や技術などの総称。

⁶ ICT：Information and Communication Technology 情報通信技術。情報処理及び情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

| 取り組み | 内容 | 担い手 |
|------------------------|--|--|
| 相談窓口の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ■市民からの様々な相談に柔軟に対応するために、福祉・保健・医療の各分野に関連する総合的な相談窓口体制を検討します。 ■障がい者の相談支援の中核的な役割を担う拠点として、「基幹相談支援センター」の設置を進めます。 | 福祉部各課、こども部各課 事業者、医師会、社会福祉協議会 |
| 地域や生活ステージに応じた相談支援体制の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ■本人の居住地や生活ステージに応じた相談を広く受け止めるため、広い分野から相談員を配置します。 ■障がい者など同様の立場にある相談員が相談に応じるピアカウンセリング事業を推進します。 | 福祉部各課、こども部各課 ボランティア、NPO、医師会、社会福祉協議会 |
| 地域包括支援センターの機能充実 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域での福祉・介護サービスの拠点施設である地域包括支援センターについて、一層の機能の充実と強化を図ります。 ■地域包括支援センターの設置基準については、日常生活圏域にかかわらず、市民の生活により密着した圏域での設置を検討します。 | 高齢者・地域福祉課 |

(3) 権利擁護の推進

成年後見制度の需要の高まりに対応するため、後見人等の人材の確保や、制度の利用の支援に取り組みます。また、社会的弱者となりやすい人が、地域で安心して暮らし続けることができるよう、必要な支援へとつなげられる仕組みづくりを進めます。

| 取り組み | 内容 | 担い手 |
|--------------------------------------|--|---|
| 成年後見制度 ⁷ の利用支援 | <ul style="list-style-type: none"> ■市民後見人を養成する研修とあわせて市民後見人の PR や支援制度の構築を推進します。 ■「(仮称) 成年後見支援センター」の設置を検討します。 | 高齢者・地域福祉課、障がい者支援課 |
| 高齢者虐待・児童虐待・障がい者虐待・DV ⁸ 対策 | <ul style="list-style-type: none"> ■高齢者や子ども、障がい者等に対する虐待やDVの予防、早期発見・早期対応を図るため、地域での見守り事業に虐待やDVも組み入れたり、案件ごとの「コア会議」の実施により、体制の整備を進めます。 | 高齢者・地域福祉課、障がい者支援課、介護保険課、家庭支援課、育児保健課、幼児保育課、青少年育成課 民生委員・児童委員、地域団体、医師会、警察 |

⁷ 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

⁸ DV：ドメスティック・バイオレンス。直訳すると「家庭内暴力」を意味する。明確な定義はなく、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力」という意味で使用されることが多いが、親子間の暴力まで含めた意味で使われる場合もある。

| | | |
|----------------------|---|---|
| <p>困難事例への対応の強化</p> | <p>■ 困難事例の解決にあたって、関係機関との情報共有を図り、迅速かつ円滑に対応していけるよう案件ごとの「コア会議」を実施し、関係機関相互の連携に努めます。</p> | <p>福祉部各課、こども部各課 民生委員・児童委員、事業者、医師会、社会福祉協議会</p> |
| <p>障害を理由とする差別の解消</p> | <p>■ 市民に対して障害を理由とする差別解消の啓発を行います。 ■ 市職員が事務、事業を行う上で適切に対応するため「職員対応要領」を定めます。</p> | <p>障がい者支援課、人事課、人権施策推進課</p> |

(4) 自立を支援する体制の充実

複雑多岐にわたる課題を抱え、困難な状況にある生活困窮者への支援を図ります。また、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、重層的な生活支援サービスの提供体制の構築に取り組みます。

| 取り組み | 内容 | 担い手 |
|---------------------|--|---|
| <p>生活困窮者に対する支援</p> | <p>■ 平成 27 年 4 月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、包括的で継続的な支援を行い、自立の支援を図ります。</p> | <p>福祉部各課、こども部各課 民生委員・児童委員、NPO 社会福祉協議会</p> |
| <p>生活支援サービスの充実</p> | <p>■ 市民ニーズや地域の社会資源などを調査し、多様な生活支援サービスの体制整備を行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置を進めます。 ■ 福祉サービス事業者による既存のサービスに加え、民間企業や NPO、ボランティア、地域住民など多様な主体を活用していきます。</p> | <p>福祉部各課、こども部各課 地域団体、ボランティア、NPO、事業者、社会福祉協議会</p> |
| <p>自立した生活に向けた支援</p> | <p>■ 安定した生活が困難な状況にある人が、安心して暮らせるための「住まい」を確保できるよう支援します。そのために、一時的な生活の場の確保を含め、地域の社会資源等の有効的な活用を検討します。</p> | <p>高齢者・地域福祉課</p> |

3 地域の課題を支えあう仕組みづくり

(1) 地域課題の共有

地域住民が、それぞれの地域における課題を共有し、解決に向けて取り組むことができる体制づくりをめざして、地域における様々な団体の関わりによるネットワークの形成を支援します。

| 取り組み | 内容 | 担い手 |
|------------------------|--|--|
| 地域課題の解決への支援体制 | <ul style="list-style-type: none"> ■概ね小学校区を単位として、町内会、老人クラブ、PTA、市民団体、NPO など地域の様々な関係団体が参加し、地域課題の解決策等を協議する「(仮称) 地域コミュニティ協議会」の設置及びその支援を検討します。 | 高齢者: 地域福祉課... 地域団体、NPO、市民団体、事業者、社会福祉協議会 |
| 地域のニーズを解決していくサービス事業の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ■NPOやボランティア等による住民主体の地域密着型福祉活動を活性化させるため、行政・関係団体などとの協働による事業展開や、地域のセーフティネットとなりうるコミュニティビジネス⁹の起業支援を検討します。 | 福祉部各課、こども部各課 NPO、事業者、社会福祉協議会 |
| 地域の活動を施策に活かす取り組みの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉を担う主体が抱える課題に対して、能動的に情報を収集し、課題解決へとつなげる機能の創設に向けて取り組みます。 ■様々な地域福祉の担い手の参加によるワーキングチームや意見交換の場を設け、地域での取り組みの成果や課題を、全市的に展開させたり、施策に反映させるような取り組みを推進します。 | 福祉部各課、こども部各課 |

⁹ コミュニティビジネス：高齢者支援、子育て支援や子どもの健全育成、環境・資源の保全、商店街の活性化など、地域の様々な課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み。

(2) 見守り体制の充実

地域で課題を抱えた人を早期に発見し、対応するため、様々な担い手による支えあいや助けあいの仕組みづくりに取り組むとともに、地域での見守り活動を推進します。あわせて、災害時における要支援者の避難支援体制や防犯体制など、だれもが安心して暮らせる環境づくりに努めます。

| 取り組み | 内容 | 担い手 |
|--------------------|--|---|
| 地域ぐるみの見守り活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉協議会と連携して、既存の見守り事業をさらに充実させ、住民主体の見守り活動の構築に努めます。 ■「緊急通報システム」の普及や「ヘルプカード¹⁰」の導入など、地域住民が関わり、様々な目で見守るネットワークの構築に努めます。 | 福祉部各課、こども部各課 民生委員・児童委員、地域団体、ボランティア、NPO、市民団体、事業者、社会福祉協議会 |
| 認知症カフェ活動の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ■認知症の人やその家族、支援者、地域住民、専門職などだれでも気軽に参加できる「認知症カフェ」の設置・運営を支援します。 | 高齢者・地域福祉課 |
| 避難支援体制づくりの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ■「避難行動要支援者制度¹¹」のさらなる周知、普及を図り、自主防災組織等の支援組織と情報を共有することにより、災害時における情報伝達や避難誘導等、災害に備えた地域に密着した避難支援体制づくりに努めます。 | 危機管理室、高齢者・地域福祉課、障がい者支援課、介護保険課 民生委員・児童委員、地域団体、事業者、社会福祉協議会 |
| 民間事業者と連携した見守り活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ■日頃から地域住民と接する機会が多い地域の民間事業者と連携して、見守り活動や見守りネットワークの構築を推進し、「加古川市見守り協定」の締結を検討します。 | 高齢者・地域福祉課 NPO、事業者 |
| 安全・安心な地域づくり | <ul style="list-style-type: none"> ■園児、児童、生徒の通園・通学時や高齢者、障がい者などの安全を確保するため、民生委員・児童委員や町内会などと協働していきます。 ■警察、防犯協会と連携して、安全・安心なまちづくりを推進します。 | 高齢者・地域福祉課、障がい者支援課、市民生活あんしん課、学務課 民生委員・児童委員、地域団体、ボランティア、NPO、市民団体、警察、防犯協会 |

¹⁰ ヘルプカード：緊急連絡先や必要な支援内容などをカードに記載し、高齢者や障がい者などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に理解や支援を求めするためのもの。

¹¹ 避難行動要支援者制度：高齢者や障がい者など、災害時に避難の誘導や補助などの支援が必要な人が、市作成の「避難行動要支援者名簿」に登録された情報を町内会等の支援関係者へ提供することについての同意書を市へ提供することで、平常時から避難行動や支援方法などを本人と支援関係者の間で計画し災害に備える制度。

(3) 福祉・保健・医療と生活関連分野の連携強化

すべての人が、住み慣れた地域で、最期まで自分らしく、安心して暮らし続けることができるような地域包括ケアシステムの構築をめざして、福祉・保健・医療の専門領域と、地域住民を中心とした日常生活圏域のつながりの強化を推進します。

| 取り組み | 内容 | 担い手 |
|--------------------------|--|--------------------------------------|
| 地域ケア会議 ¹² の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域包括支援センターごとに開催している「地域ケア個別会議」に加えて、全市的な地域課題を解決する「地域ケア推進会議」を開催し、連携体制を確立します。 ■他の地域包括支援ネットワークとの連動も視野に入れ、地域ケア会議全体の充実を図ります。 | 高齢者・地域福祉課、介護保険課、健康課……事業者、医師会、社会福祉協議会 |
| ケアマネジメント体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ■介護保険制度によるケアマネジメントシステムに、障がい者をはじめ、様々な生活課題を抱えた地域住民に対するケアマネジメントを含めた、総合的なケアマネジメントシステム¹³の構築に努めます。 | 福祉部各課、子ども部各課……事業者 |
| 医療・介護連携の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ■医師会や介護事業者などと必要な情報を共有し、課題の共通認識を図り、切れ目のない在宅医療と在宅介護サービスを適切に提供する体制を整備します。 ■認知症専門医や医療・介護の専門職で構成された「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。 | 福祉部各課、子ども部各課……事業者、医師会 |
| 終末期ケアの支援 | <ul style="list-style-type: none"> ■人生の終末期を医療機関などだけでなく、住み慣れた自宅での看取りができるよう、かかりつけ医・訪問看護師・訪問介護員の充実、連携を図ります。 | 高齢者・地域福祉課、介護保険課……ボランティア、NPO、事業者、医師会 |
| ICTを活用した福祉と医療の情報連携 | <ul style="list-style-type: none"> ■福祉・医療関係者間の情報共有を支援し、効率的な情報連携が可能となる枠組みを構築するため、既存の各種情報共有ツールがより多くの関係者にとって利用しやすいように改善します。 ■多職種間の効率的な情報共有ツールとしてICTの活用を検討します。 | 福祉部各課、子ども部各課……事業者、医師会 |

¹² 地域ケア会議：高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

¹³ ケアマネジメントシステム：高齢者や障がい者などの個々の状況を把握し、それぞれに応じたケアプランの作成、サービスの調整・実施、フォローアップ、ケアプランの見直しなど、生活支援を行うための一連の動き。